

東栄町行政改革大綱 行動計画(概要)

措置事項	1. 組織・機構の見直し・東栄町議会 (1)組織の統廃合
------	---------------------------------

時代の変化に速やかに対応できるよう簡素で効率的な組織・機構を編成していく。
見直しにあたっては、地域の課題や事務分掌を再点検し、従来のあり方にとらわれることなく新しい行政需要に柔軟に対応できる組織作りを行う。
○組織を硬直化させる要因を追及しながら、組織が行政需要に的確に対応し、柔軟に再編成できるよう、課の統合も含め係のあり方を検討する。
○特定、緊急、多課にまたがる行政課題に対し、必要に応じて組織を弾力的に活用する仕組みを構築する
○横断的な職や、職の兼任の方法についても検討する。

項目	内容	効果・目標
組織・機構の検討	横断的な職や、職の兼任の方法について検討する。	定員削減に対する、サービス低下防止

措置事項	1. 組織・機構の見直し・東栄町議会 (2)委員会等の統廃合
------	-----------------------------------

第五次行政改革では新たな委員会を設けず、効率化・活性化に努めてきた。今後は更に、委員定数等の検討に取り組むとともに、住民のニーズや意見を反映できるよう、委員構成、運営方法を見直していく。

- 設立の目的が達成されているもの、類似、重複している団体については再編成や廃止を検討する。
- 委員報酬の見直しを行う。
- 構成委員の見直しを行う。
- 協議会の条例化に向けて検討する。

項目	内容	効果・目標
委員報酬の検討	監査委員及び区長報酬を見直した。	人件費削減
農業委員定数の検討	定員を12人から6人とした。	人件費削減
消防団再編成の検討	平成18年3月で本部分団は解散し、平成18年4月より5分団、平成19年4月より3分団の体制とする。	消防団員の減少による団員の負荷の低減と経費削減

措置事項	1. 組織・機構の見直し・東栄町議会 (3)東栄町議会
------	--------------------------------

住民の関心が高まるよう休日議会の開催を行ってきたが、さらに議会審議の公開性を高め、議会の一層の活性化を推進する。

- 休日議会を引き続き開催する。
- 議員定数については今後も検討する。

項目	内容	効果・目標
休日議会の開催	休日議会の開催	住民に対し開かれた議会
議員定数の検討	議員定数を10名とした	人件費削減

東栄町行政改革大綱 行動計画(概要)

措置事項	2. 定員管理・給与の適正化 (1) 定員管理の適正化
第五次行政改革では目標達成ができたので、引き続き同等組織の統廃合を行うなどして機構の増大を防ぐことを基本とし、極力定員の縮減に努める。 また、厳しい財政の中で可能な限り定員及び人件費の抑制とともに、具体的な数値目標の公表をして定員の適正な管理に努める。	
○定員適正化計画の目標数値 90人(現職員数95人※) ・特別職(町長、副町長、教育長※)除く ・北設広域事務組合出向者(2名※)含む ※人数は平成19年4月1日現在	
○長期的経営視点から採用計画を定め、財政構造の適正化を考慮した採用を行う。	
○退職者の補充については、原則行わない。	

項目	内容	効果・目標
定員の削減	定年退職者の補充については、原則新規採用を行わない。ただし、保健師については補充を行う。	平成22年4月1日現在 職員数89名 目標職員数90人以下 (平成22年4月1日)

措置事項	2. 定員管理・給与の適正化 (2) 給与の適正化
社会経済情勢の動向や、人事委員会の意見、勧告の趣旨を尊重しつつ適正化を行う。また、町民の理解を得ることが大切であるので、引き続き公表を行っていく。さらに、手当等についての見直し、能力給についての検討も行っていく。	
○地方公務員給与実態調査結果等を参考に、適正な給与水準を維持していく。	
○人事評価制度を確立し、能力実証に必要な基準及び成績主義に基づいた給与制度を検討する。	

項目	内容	効果・目標
寒冷地手当の見直し	平成17年度より寒冷地手当を廃止	予算上約4,500千円減
人事評価の見直し	勤務評価システム研究会を組織し、勤務評定を研究し、素案を作成した。 本格実施に向け、素案を基にさらに検討を進める。	人事評価の基準策定
特殊勤務手当の見直し	火葬業務手当の見直し	給与の見直し
調整手当の支給率の見直し	国の基準に合わせ、調整手当を廃止し地域手当へ。	予算上約6,700千円減

措置事項	2. 定員管理・給与の適正化 (3) 配置転換の適正化
高度情報化による業務の複雑化やスピードアップが求められているが、適材適所を考慮してこれらに即応した人員配置を行っていく。また、勤務評定等を活用し、職員の在職期間等にとらわれることなく適正な配置転換を行っていく。	
○職務内容の高度化、専門化等に対応する任用のあり方を検討する。	
○勤務評価の実証が配置転換に活かされるしくみづくりを検討する。	

項目	内容	効果・目標
人事評価の見直し	勤務評価システム研究会を組織し、勤務評定を研究し、素案を作成した。 本格実施に向け、素案を基にさらに検討を進める。	人事評価の基準策定

東栄町行政改革大綱 行動計画(概要)

措置事項	3. 公正の確保と透明性の向上 (1)住民への情報提供等												
町民の知る権利を尊重し、町政に対する町民の理解を深め、さらに信頼関係の向上や住民参加の増進のため、町政に関する正確で分かりやすい情報を町民に積極的に提供するよう努める。ただし、行政には多様な個人情報が蓄積されているので、個人の権利利益を害することがないよう、行政情報の徹底した管理を図る。 情報の提供については、住民がより理解できるよう表現の仕方等極力行政の専門用語は使わず、できるだけ平易な言葉に置き換えるなど、努めて住民に情報が伝わるよういろいろな工夫をしていく。また、一方的な情報提供に止まらず、意見交換の場の設定等により、住民の意思の把握と住民への説明に積極的に取り組む必要があり、出前講座・住民意見交換会等を引き続き実施し、さまざまな情報連絡方法による収集伝達等、幅広い住民参画での行政活動を行っていく。													
○重要施策や予算決算書等を住民に周知し、行政施策の透明性を確保する。 ○住民の参加・参画を促すため、行政情報(各種計画等)を提供する。 ○広報紙や町のホームページ等を利用して、個人情報についての啓発を行う。 ○特定行政課題などを主題とした懇談会や意見交換会を引き続き実施する。 ○パブリックコメント手続の幅広い活用を進める。 ○住民からの提案・意見等を収集する方法を検討し実施する。													
<table border="1"><thead><tr><th>項目</th><th>内容</th><th>効果・目標</th></tr></thead><tbody><tr><td>個人情報保護条例の制定</td><td>広報誌等で個人情報保護について情報を出した。</td><td>個人情報保護の周知</td></tr><tr><td>パブリックコメントの検討</td><td>パブリックコメント手続の実施(総合計画)意見1件</td><td>住民参画</td></tr><tr><td>情報の収集と提供</td><td>住民からの提案・意見の収集方法と必要な情報提供の方法を検討する。</td><td>業務効率の向上</td></tr></tbody></table>		項目	内容	効果・目標	個人情報保護条例の制定	広報誌等で個人情報保護について情報を出した。	個人情報保護の周知	パブリックコメントの検討	パブリックコメント手続の実施(総合計画)意見1件	住民参画	情報の収集と提供	住民からの提案・意見の収集方法と必要な情報提供の方法を検討する。	業務効率の向上
項目	内容	効果・目標											
個人情報保護条例の制定	広報誌等で個人情報保護について情報を出した。	個人情報保護の周知											
パブリックコメントの検討	パブリックコメント手続の実施(総合計画)意見1件	住民参画											
情報の収集と提供	住民からの提案・意見の収集方法と必要な情報提供の方法を検討する。	業務効率の向上											

東栄町行政改革大綱 行動計画(概要)

措置事項	4. 人材育成確保 (1) 人材育成の推進			
職員数の削減をさらに進めるので、少人数での事務処理に対応するため職員一人ひとりの意識改革が必要であり、町の行政に対して問題意識を持ち、自分たちで問題の分析を行い、解決していく能力と意識を持った職員を育成するよう、役場独自の研修を積極的に取り入れ、研修内容の充実に努めていく。				
<ul style="list-style-type: none"> ○目標を定め、達成内容を確認できる自己診断手法を検討する。 ○業務の再確認、自己啓発の動機となるよう、職員自らが講師となる研修を行う。 ○政策形成能力や問題解決能力の向上をはかるため、また、縦割り意識を排除するため、各種の行政課題解決を行う研究グループ・チーム活動を促進する。 				
項目	内容	効果・目標		
人事評価の見直し	勤務評価システム研究会を組織し、勤務評定を研究し、素案を作成した。 本格実施に向け、素案を基にさらに検討を進める。	人事評価の基準策定		
職員による研修の実施	職員ミニ講座の実施 H17 4回 H18 4回 H19 2回 H20 3回	職員の意識改善と育成		
指定管理者制度検討会実施	現在の管理者と施設の今後の有効利用について検討を行い、公の施設の理解、地域現状把握等を進めるなかで、問題点の確認ができた。今後各施設についての事業報告を確認していくことにより、施設の必要性や有効使用を検討していく。	新制度の理解 職員の問題解決能力の向上		

措置事項	4. 人材育成確保 (2) 人材の活用			
職員の能力を最大限に発揮させるため、人材の活用、能力評価等にかかる人事管理制度の見直しを行う。				
<p>各課のレベルアップを図るために、単に職員の在職期間等にとらわれることなく行政感覚等に優れた職員を登用することによって、職員間での競争意識の向上を図り、限られた数の人材で最大限の効果を上げることを推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○評価の結果が人材の活用に反映されるよう、公正かつ客観的な人事評価制度について検討する。 ○行政改革大綱に基づく行動計画の目標に対する成果を確認することにより目標設定の業務習慣を身につけるとともに、問題発見と問題解決による能力の向上を図る。 				
項目	内容	効果・目標		
人事評価の見直し	勤務評価システム研究会を組織し、勤務評定を研究し、素案を作成した。 本格実施に向け、素案を基にさらに検討を進める。	人事評価の基準策定		
行動計画の成果確認と目標設定の見直し	行政改革大綱及び集中改革プランに基づく行動計画の目標に対する成果を確認するとともに、次の目標を設定する	目標設定の業務習慣をつくる 問題発見と問題解決による能力向上		

東栄町行政改革大綱 行動計画(概要)

措置事項	5. 事業の見直し (1)事業の整理合理化										
社会の変化に伴い新しい行政需要に応えなければならないので、より効率的かつ効果的な行政運営を行うため、社会情勢の変化により薄らいた分野、非効率の分野の事務事業の整理合理化を行い、行財政の効率的な運営を推進していく。											
○地域の課題を的確に把握して真に必要性の高い施策を選択していく。 ○条例や規則、規程等の吟味も含め、現状に適合しなくなっている事務事業を整理・統廃合しながら、不要事務を切り捨て、不急事務を見直していく。 ○行政サービスにおいて住民に協力を依頼できるものについて検討を行い、多様な領域で行政と地域等との協力関係を築き、活動が活性化するよう支援していく。 ○元気な地域づくり支援事業をさらに推進し、各地区の特色を活かした地域づくり事業を展開することにより、地域活動の維持、地域組織の自治力の向上を図る。											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">項目</th> <th style="width: 60%;">内容</th> <th style="width: 25%;">効果・目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>臨時職員・非常勤職員の採用の見直し</td> <td>国の基準により、臨時職員・非常勤職員の規則・要項を見直す</td> <td>採用の適正化</td> </tr> <tr> <td>元気な地域づくり支援事業</td> <td>各地区の特色を活かした地域づくり事業の展開</td> <td>平成22年3月現在 5地区で事業実施 地域活動の維持 地域組織の自治力の向上</td> </tr> </tbody> </table>			項目	内容	効果・目標	臨時職員・非常勤職員の採用の見直し	国の基準により、臨時職員・非常勤職員の規則・要項を見直す	採用の適正化	元気な地域づくり支援事業	各地区の特色を活かした地域づくり事業の展開	平成22年3月現在 5地区で事業実施 地域活動の維持 地域組織の自治力の向上
項目	内容	効果・目標									
臨時職員・非常勤職員の採用の見直し	国の基準により、臨時職員・非常勤職員の規則・要項を見直す	採用の適正化									
元気な地域づくり支援事業	各地区の特色を活かした地域づくり事業の展開	平成22年3月現在 5地区で事業実施 地域活動の維持 地域組織の自治力の向上									

措置事項	5. 事業の見直し (2)民間委託等の推進										
多様化する住民ニーズにより効果的かつ効率的に対応するため「公の施設」の管理については平成18年度から指定管理者制度の導入をしたが、まだ導入していない施設にあっては検討を進め、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減を図っていく。											
○直営施設については、利用状況・管理方法等を分析し、費用対効果・公共性の確保という視点で、管理方法を検討していく。 ○利用料金制が導入可能な施設については、協定期間満了までにその実現に向けて検討する。											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">項目</th> <th style="width: 60%;">内容</th> <th style="width: 25%;">効果・目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定管理者制度の検討</td> <td>町内60施設について指定管理者制度を実施した。直営施設として管理運営している施設については、さらに指定管理者制度の適用を検討していく。</td> <td>約11,000千円の経費節減</td> </tr> <tr> <td>下水処理場維持管理委託の内容の検討</td> <td>維持管理費委託計画を作成し、今後の推移を試算した。</td> <td>適正な管理により、委託費のコスト縮減が図られる。</td> </tr> </tbody> </table>			項目	内容	効果・目標	指定管理者制度の検討	町内60施設について指定管理者制度を実施した。直営施設として管理運営している施設については、さらに指定管理者制度の適用を検討していく。	約11,000千円の経費節減	下水処理場維持管理委託の内容の検討	維持管理費委託計画を作成し、今後の推移を試算した。	適正な管理により、委託費のコスト縮減が図られる。
項目	内容	効果・目標									
指定管理者制度の検討	町内60施設について指定管理者制度を実施した。直営施設として管理運営している施設については、さらに指定管理者制度の適用を検討していく。	約11,000千円の経費節減									
下水処理場維持管理委託の内容の検討	維持管理費委託計画を作成し、今後の推移を試算した。	適正な管理により、委託費のコスト縮減が図られる。									

東栄町行政改革大綱 行動計画(概要)

措置事項	5. 事業の見直し (3)事務処理方法の改善
------	---------------------------

電子申請に合わせた事務処理方法の改善、各部署共通の内部管理事務集中化・簡略化に今まで以上に取り組む。職員提案規程により「改善提案」を募集し、事務改善を積極的に推進する。
 ○各種申請手続き等の簡素合理化を図る。

項目	内容	効果・目標
消耗品の管理	各係毎の消耗品必要量を確認できるよう、また、発注を簡略化するため、メールにて連絡を行う	経費削減
防災計画の徹底	初動マニュアルを作成し訓練を実施した。 今後災害時要援護者対応の検討を行う。	非常時の事務改善

措置事項	5. 事業の見直し (4)権限委譲の推進
------	-------------------------

分権型社会の転換を積極的に進めていくため、県との役割分担を見直すとともに権限委譲については、住民サービスの一層の向上を図る観点から、県との調整の下、引き続き受け入れ態勢を含め検討していく。

○この地域に適した施策を行うよう構造改革特区・地域再生計画等の検討を行う。

項目	内容	効果・目標
構造改革特区・地域再生計画等の検討	「花祭りの里」交流ネットワーク計画を愛知県と共同で申請。その後、実施した。	山村と都会との人的ネットワークが形成された。

東栄町行政改革大綱 行動計画(概要)

措置事項	6. 健全な財政運営 (1) 経費の節減合理化																															
財政の健全化を図るため単に予算を圧縮するだけではなく、既存の事務事業の見直しを行うとともに、経費面においても経費意識の観点から見直しを行い、経常収支比率などの財政指標に留意しつつ、経費の節減合理化に努める。収入については、さらに税の徴収率の向上に努め、歳入の見直しも行う。また、人件費、公債費をはじめとする義務的経費の抑制に努め、自主的かつ計画的に財政構造の改善を図る。																																
○自らの財政状況を分析した上で、事務事業の見直しを行うことにより、経費の削減に努める。 ○内部管理経費の分析を行い、削減目標を設定して経費の節減に努める。 ○長期に渡り据置になっていたり、近隣の自治体と均衡が取れていない使用料・手数料については見直しを行う。 ○費用対効果の測定方法を検討し、削減効果を数字化する。 ○税及び使用料等については、課係間の横の連携を密にしながら、できる限りの方法を検討し徴収率の向上に努める。																																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">項目</th> <th style="width: 60%;">内容</th> <th style="width: 25%;">効果・目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">諸証明等の交付手数料の検討</td><td style="padding: 5px;">関係課、担当の検討会を行う</td><td style="padding: 5px;">調査方法等の決定</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">例規集追録費用の見直し</td><td style="padding: 5px;">例規集を電子データ化し、総務課で加除を行った後、CD-R版で各課に配布した。</td><td style="padding: 5px;">3,500千円の削減</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">介護保険料徴収率の向上</td><td style="padding: 5px;">徴収支援係との連携により訪問戸別徴収の実施</td><td style="padding: 5px;">徴収率の向上</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">上下水道使用料徴収率の向上</td><td style="padding: 5px;">給水停止予告通知及び給水停止通知を行い止水栓の閉栓をした。</td><td style="padding: 5px;">使用者に対する平等性が図られる。</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">税徴収率の向上</td><td style="padding: 5px;">納付誓約書の徴取</td><td style="padding: 5px;">徴収率の向上</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">税徴収率の向上</td><td style="padding: 5px;">戸別訪問の実施</td><td style="padding: 5px;">徴収率の向上</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">税徴収率の向上</td><td style="padding: 5px;">官公庁資料による実態調査</td><td style="padding: 5px;">徴収率の向上</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">前納報奨金の検討</td><td style="padding: 5px;">報奨金については上限千円とした。</td><td style="padding: 5px;">約500千円削減 (平成18年度分)</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">施設のパンフレット印刷費分割負担</td><td style="padding: 5px;">パンフレットの増刷費用を指定管理者が50%負担</td><td style="padding: 5px;">約997千円削減 (平成19年度分)</td></tr> </tbody> </table>			項目	内容	効果・目標	諸証明等の交付手数料の検討	関係課、担当の検討会を行う	調査方法等の決定	例規集追録費用の見直し	例規集を電子データ化し、総務課で加除を行った後、CD-R版で各課に配布した。	3,500千円の削減	介護保険料徴収率の向上	徴収支援係との連携により訪問戸別徴収の実施	徴収率の向上	上下水道使用料徴収率の向上	給水停止予告通知及び給水停止通知を行い止水栓の閉栓をした。	使用者に対する平等性が図られる。	税徴収率の向上	納付誓約書の徴取	徴収率の向上	税徴収率の向上	戸別訪問の実施	徴収率の向上	税徴収率の向上	官公庁資料による実態調査	徴収率の向上	前納報奨金の検討	報奨金については上限千円とした。	約500千円削減 (平成18年度分)	施設のパンフレット印刷費分割負担	パンフレットの増刷費用を指定管理者が50%負担	約997千円削減 (平成19年度分)
項目	内容	効果・目標																														
諸証明等の交付手数料の検討	関係課、担当の検討会を行う	調査方法等の決定																														
例規集追録費用の見直し	例規集を電子データ化し、総務課で加除を行った後、CD-R版で各課に配布した。	3,500千円の削減																														
介護保険料徴収率の向上	徴収支援係との連携により訪問戸別徴収の実施	徴収率の向上																														
上下水道使用料徴収率の向上	給水停止予告通知及び給水停止通知を行い止水栓の閉栓をした。	使用者に対する平等性が図られる。																														
税徴収率の向上	納付誓約書の徴取	徴収率の向上																														
税徴収率の向上	戸別訪問の実施	徴収率の向上																														
税徴収率の向上	官公庁資料による実態調査	徴収率の向上																														
前納報奨金の検討	報奨金については上限千円とした。	約500千円削減 (平成18年度分)																														
施設のパンフレット印刷費分割負担	パンフレットの増刷費用を指定管理者が50%負担	約997千円削減 (平成19年度分)																														

東栄町行政改革大綱 行動計画(概要)

措置事項	6. 健全な財政運営 (2)補助金の整理合理化			
既存の補助金については、第五次行政改革の中で見直しを行ってきたが、さらに基本的な水準を検討したうえで、社会情勢の変化や住民ニーズの動向を踏まえ、行政の責任分野、費用分担のあり方、受益と負担の公平、補助効果、その必要性・緊急性等の観点から、補助制度の原点に立ち返って、その廃止・縮小・統合などを含めた見直しを行い、抑制・削減を図る。 ○補助対象、補助率、補助機関等について再点検を行う。特に、運営補助金については団体等の自主的運営を協議し、補助金の見直しを行う。 ○継続事業の補助金については終期の設定も検討する。				
項目	内容	効果・目標		
補助金等の整理合理化	補助金の評価点数を客観的に活用する方法を検討する。	経費削減		

措置事項	6. 健全な財政運営 (3)公共工事のコスト縮減			
公共工事については費用対効果を視野に入れ、限られた財源を有効に活用し公正で効率的な執行を通じて社会資本の着実な整備を図る。 公共工事の入札については、指名競争入札の手続きの透明性と公平性の確保、適切な入札方式の採用等その一層の改善を進めていく。「愛知県公共事業支援統合情報システム(CALS/EC: 公共事業に関する情報を、電子化し、情報網に接続すること等により、組織を越えて情報の交換、共有、連携を可能とする手段)」を利用して一般競争入札の採用についても、十分な検討をしていく必要がある。 ○公共工事の実施にあたり、地域の事情等を勘案しつつ国・県が行う公共工事コスト縮減対策における設計基準・方法の見直し等を採用し、公共工事のコスト縮減に積極的に取り組む。 ○公共工事支援統合情報システムの検討を行う。 ○東栄町公共工事コスト縮減対策に関する行動計画策定委員会において行動計画を策定し、縮減対策を実施していく。				
項目	内容	効果・目標		
公共下水道事業工事のコスト削減	同時施工はなかったが、公共下水道事業と単独事業との合併積算によりコスト縮減が図られた。	コスト削減		

東栄町行政改革大綱 行動計画(概要)

措置事項	7. 行政の情報化等行政サービスの向上及び広域行政 (1)窓口等における対応の改善と行政サービスの総合化			
行政に対する住民の評価は、窓口や仕事の現場における対応に左右される面が大きいことを考慮し、適切な接遇の徹底、縦割り主義的な対応の是正等住民との接点における職員の対応の改善に努める。 類似・関連した施策・業務の一体的実施により、住民の意見を取り入れ住民の立場に立った行政サービスの総合化を図るとともに、効率的な行政運営に努める。 ○「平成申専組」(役場職員の自宅を役場出張所として開設し、職員が代行申請・受理後町民宅へ届ける制度)の利用について積極的なPRを行い、その利用を広めることで住民負担の軽減を図る。 ○町広報紙等を通じて積極的に行政情報を提供するほか、詳細部分は町ホームページを活用し情報の提供に努める。				
項目	内容	効果・目標		
申請・受付事務等のマニュアル化	諸証明発行事務のマニュアル化、打ち合わせを行い事務の再確認を図った 下水道については、改善がなされているが、水道については改良の余地があるので、様式の見直しを進める。	事務の共有化		
諸証明、各種届出書の申請代行	役場職員の自宅を役場出張所として開設し、職員が代行申請・受理後町民宅へ届ける 実績(H17.4.1～H18.3.31) 102件 実績(H18.4.1～H19.3.31) 88件 実績(H19.4.1～H20.3.31) 83件 実績(H20.4.1～H21.3.31) 80件 実績(H21.4.1～H22.3.31) 56件	住民負担の軽減		

措置事項	7. 行政の情報化等行政サービスの向上及び広域行政 (2)行政の情報化等の推進			
行政の情報化は、行政サービスの向上を図る上で極めて有効な方策であるため、さらに電子自治体の構築を推進する。 策定したセキュリティポリシー(組織全体の情報安全性に関わる方針)の浸透を図ると同時にその遵守に努める。 ○愛知県及び県内市町村で構成される「あいち電子自治体推進協議会」において構築された電子申請システム等の利活用の普及推進を図る。 ○情報セキュリティの確保について検討する。				
項目	内容	効果・目標		
電子申請システムの構築	20・21資格申請定時登録より 電子申請実施予定 電子入札 ・工事、コンサル ・物品、業務	20・21資格申請定時登録電子化 工事・コンサル1,099社、物品1,180社登録 (H20.3.末)		

東栄町行政改革大綱 行動計画(概要)

措置事項	7. 行政の情報化等行政サービスの向上及び広域行政 (3) 広域行政	
今後も交通通信体系の整備に伴い、ますます住民の生活圏が広域化する等、日常社会生活圏の一層の拡大が予測される。また、多様化・高度化とともに、ますます増大する行政需要や地方分権に伴う新しい時代要請にあわせ、地域の一体的な整備と、より高度で効率的な地域行政を展開する必要が生じてくると考えられるため、広域行政についての情報収集と検討を行っていく。 ○市町村合併について、関係自治体の動向調査及び情報収集を行いながら、道州制への移行も視野に入れ適宜情報を住民に提供しながら、合併の必要性・可能性・方向性を明らかにし、必要に応じて関係自治体との協議を進める。		
項目	内容	効果・目標
市町村合併の検討	今後、東三河地方拠点都市地域整備協議会の中で広域合併・道州制研究会を設置する。新城・北設楽地域は、行政運営のあり方検討委員会を設置する。	時代にあった業務内容への変革(毎年随時)
効率的な地域行政の推進と広域行政についての情報収集	東三河シニアリフレッシュ事業の検討	地域資源の活用と短期滞在型の居住

東栄町行政改革大綱 行動計画(概要)

措置事項	<p>8. 公の施設の適正管理等</p> <p>住民の福祉を増進する目的をもって住民の利用に供するために設置する公の施設は、ほとんどが指定管理者制度のもと管理運営を行っているが、その検証を行うとともに、経費節減の観点から直営施設の中で指定管理者制度に移行できる施設については積極的に進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○設置当時の目的と現在の利用実態を踏まえ、存置していく必要性の乏しいものは他の用途への転換又は廃止を検討する。 ○地域振興策との関係で地元において管理運営することが望ましいものは、了解を得て、地元に移管する。 ○各施設運営の活性化や利用率の向上、あるいは経営改善を図るため、その管理運営方法を積極的に見直す。 ○時代の変化とともに、公的部門が関与すべきではなくなったところに公的資金が投入されているのであれば撤退すべきであり、関与の度合いに応じて公的資金の割合を考慮していく。 <p>(1) 総合社会教育文化施設等</p>
-------------	---

◇総合社会教育文化施設

グリーンハウスの管理運営については、指定管理者制度の導入を検討してきたが、さらにその導入について積極的に進めていく。移行できない施設については廃止も視野に入れ検討する。

◇森林体験交流センター

施設の管理については、指定管理者の導入に向けて検討してきた。「スピカ」に業務の一部を委託しているが、今後は、さらに指定管理者制度について推進する。

◇交流促進センター

現在「農村輝きネットとうえい」を指定管理者としているが、さらに利用者のニーズに合ったサービスの提供と運営の効率化に努めるため利用料金制への移行を検討する。

◇とうえい温泉:「株式会社とうえい」を指定管理者として利用料金制を導入して管理運営しているが、更なる運営の改善を推進する。

◇介護予防施設(温泉と併設): 温泉と同様、「株式会社とうえい」を指定管理者としているが、さらに利用率の向上等を図る。

◇食生活支援センター: 指定管理者制度への運用に向けて検討を行ったが、現在は直営方式となった居るが、指定管理者制度への移行も踏まえ、今後の活用方針を検討する。

◇ふれあい交流館: 温泉と同様、「株式会社とうえい」を指定管理者としているが、さらに利用率の向上等図る。

◇結の里: 現在、社会福祉協議会の事業や、町民がトレーニングや障害者の作業場として利用している。バスの中心的な停留所、待合所としての利用が中心的であることから、今後の利用・管理方法を検討する。

項目	内容	効果・目標
総合社会教育文化施設	指定管理者制度への移行実現に向けて、さらなる業務改善の検討を行う。	指定管理者制度移行への調整
交流促進センター	H18/4から指定管理者制度に移行した。宿泊については現状どおり使用料であるが、今後は利用料金制となるよう検討していく。	指定管理者制度の適用
森林体験交流センター	指定管理者適用内容の再検討と、指定管理者制度移行に関する調整を行う。	指定管理者制度移行への調整
千代姫バンガロー、コテージ	H18/4から指定管理者制度を適用する。現状どおり使用料であるが、今後は大規模修繕が必要となった場合廃止も視野に入れ、費用対効果が十分出るかどうか検討していく。	施設の有効利用
食生活支援センター	指定管理制度への移行も踏まえ今後の活用方針の検討を行う。	施設の有効利用

東栄町行政改革大綱 行動計画(概要)

結の里	指定管理者制度の適用をせず、直営で管理をする	施設の位置付けの確認
とうえい温泉 介護予防施設(温泉と併設) ふれあい交流施設 薦の湯展望台	指定管理者に移行	管理者の意向が施設管理に反映されやすくなつた。

措置事項	8. 公の施設の適正管理等 住民の福祉を増進する目的をもって住民の利用に供するために設置する公の施設は、ほとんどが指定管理者制度のもと管理運営を行っているが、その検証を行うとともに、経費節減の観点から直営施設の中で指定管理者制度に移行できる施設については積極的に進める。 ○設置当時の目的と現在の利用実態を踏まえ、存置していく必要性の乏しいものは他の用途への転換又は廃止を検討する。 ○地域振興策との関係で地元において管理運営することが望ましいものは、了解を得て、地元に移管する。 ○各施設運営の活性化や利用率の向上、あるいは経営改善を図るため、その管理運営方法を積極的に見直す。 ○時代の変化とともに、公的部門が関与すべきではなくなつたところに公的資金が投入されているのであれば撤退すべきであり、関与の度合いに応じて公的資金の割合を考慮していく。 (2)各種集会施設等

◇高齢者生産活動センター

シルバー人材センター事業の中で管理委託をしている。施設利用方針を確立した上で、指定管理者制度の是非について関係団体と協議し、有効な管理方針を定める。

◇産業会館

「東栄町森林組合・東栄町社会福祉協議会・愛知東農業協同組合」を指定管理者として管理運営している。今後は管理団体と年度ごとに問題点等を協議し、管理方法を検討していく。

◇林業センター

「木材利用開発会」「チェンソーアートクラブ」を指定管理者として管理している。今後は管理団体と年度ごとに問題点等を協議し、管理方法を検討していく。

◇集会施設等

既存の施設については、区を指定管理者としている。今後は、施設の新設については極力抑制し、施設の譲渡も含め管理運営について、地元と協議し、不要な施設については廃止も検討していく。

項目	内容	効果・目標
林業センター	指定管理者に移行	管理者の意向が施設管理に反映されやすくなつた。
産業会館	指定管理者に移行	管理者の意向が施設管理に反映されやすくなつた。 中長期的にみて、維持管理費用の節減が見込まれる
集会施設等	指定管理者に移行	管理者の意向が施設管理に反映されやすくなつた。

東栄町行政改革大綱 行動計画(概要)

レストハウス	指定管理者に移行	管理者の意向が施設管理に反映されやすくなつた。中長期的にみて、維持管理費用の節減が見込まれる
農産物直売施設 特産物加工施設	指定管理者に移行	管理者の意向が施設管理に反映されやすくなつた。中長期的にみて、維持管理費用の節減が見込まれる
高齢者生産活動センター	指定管理者制度への移行についての検討	施設の位置付けの検討

措置事項	8. 公の施設の適正管理等 住民の福祉を増進する目的をもって住民の利用に供するために設置する公の施設は、ほとんどが指定管理者制度のもと管理運営を行っているが、その検証を行うとともに、経費節減の観点から直営施設の中で指定管理者制度に移行できる施設については積極的に進める。 ○設置当時の目的と現在の利用実態を踏まえ、存置していく必要性の乏しいものは他の用途への転換又は廃止を検討する。 ○地域振興策との関係で地元において管理運営することが望ましいものは、了解を得て、地元に移管する。 ○各施設運営の活性化や利用率の向上、あるいは経営改善を図るため、その管理運営方法を積極的に見直す。 ○時代の変化とともに、公的部門が関与すべきではなくなつたところに公的資金が投入されているのであれば撤退すべきであり、関与の度合いに応じて公的資金の割合を考慮していく。 (3)保育園の統廃合
	少子化等の影響で将来の園児数の減少と多額の運営費の削減による厳しい財政状況の中、経費抑制のため統合を見据えた検討が必要である。既存の3園舎は建替えにより比較的新しく建築基準法における耐震基準を満たしているが、地元からの要望、家庭や地域社会との連携、個人差に応じた保育所であることなどを考慮し、小学校統合計画との歩調をとりつつ統合についての検討及び地区住民・保護者との協議を行う。

項目	内容	効果・目標
保育園の統合	地元からの要望があれば検討していく、小学校統合計画を踏まえ、前向きに検討する	御殿保育園を閉園し2園となった
適正な保育の実施	現状にあった保育のあり方を検討する	サービス向上 運営経費削減

東栄町行政改革大綱 行動計画(概要)

措置事項	<p>8. 公の施設の適正管理等</p> <p>住民の福祉を増進する目的をもって住民の利用に供するために設置する公の施設は、ほとんどが指定管理者制度のもと管理運営を行っているが、その検証を行うとともに、経費節減の観点から直営施設の中で指定管理者制度に移行できる施設については積極的に進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○設置当時の目的と現在の利用実態を踏まえ、存置していく必要性の乏しいものは他の用途への転換又は廃止を検討する。 ○地域振興策との関係で地元において管理運営することが望ましいものは、了解を得て、地元に移管する。 ○各施設運営の活性化や利用率の向上、あるいは経営改善を図るため、その管理運営方法を積極的に見直す。 ○時代の変化とともに、公的部門が関与すべきではなくなったところに公的資金が投入されているのであれば撤退すべきであり、関与の度合いに応じて公的資金の割合を考慮していく。 <p>(4) 小学校の統廃合</p>	
<p>「東栄町小学校統合計画」に基づいて平成22年度の統合完了をめざす。具体的には次のとおりである。</p>		
統合年度	統合する学校	仮称学校名
平成22年度	東部小学校 奈根小学校 東栄小学校	東栄小学校
<p>また、円滑な小学校統合を進めるために在籍児童・未就学児童の保護者との懇談をはじめ、保護者教育問題協議会、小学校統合問題協議会等を積極的に開催して通学方法など諸問題の解決にあたる。小学校統合に伴う施設面では、住民の意見を反映した上で、新校舎の建設について検討する。</p>		
項目	内容	効果・目標
小学校統合	今後統合する学校において校区関係団体等と通学方法等について協議する。	円滑な統合と住民理解
小学校統合	備品等の扱いについて、今後統合する関係学校内の打合せを行う。	円滑な引継ぎ
小学校統合	統合時の教育目標等の検討	教育環境の整備
小学校施設整備	ワークショップを経て、基本設計の作業が完了	教育環境の整備

東栄町行政改革大綱 行動計画(概要)

措置事項	<p>8. 公の施設の適正管理等</p> <p>住民の福祉を増進する目的をもって住民の利用に供するために設置する公の施設は、ほとんどが指定管理者制度のもと管理運営を行っているが、その検証を行うとともに、経費節減の観点から直営施設の中で指定管理者制度に移行できる施設については積極的に進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○設置当時の目的と現在の利用実態を踏まえ、存置していく必要性の乏しいものは他の用途への転換又は廃止を検討する。 ○地域振興策との関係で地元において管理運営することが望ましいものは、了解を得て、地元に移管する。 ○各施設運営の活性化や利用率の向上、あるいは経営改善を図るため、その管理運営方法を積極的に見直す。 ○時代の変化とともに、公的部門が関与すべきではなくなったところに公的資金が投入されているのであれば撤退すべきであり、関与の度合いに応じて公的資金の割合を考慮していく。 <p>(5) 公共用地等</p>	
<p>遊休地等の利用促進を図り、不用となる用地及び施設については処分する。</p> <p>①追分の土地(下田字追分8-1、8-7、8-9、8-11、8-12)については、土地評価委員会で再度価格を設定し、処分する方向で検討していく。</p> <p>②旧足込小学校の土地、建物については、足込川親水公園の一部として有効利用を進めている。周辺を含め区に管理委託する等の方向性を区と協議していく。</p> <p>③旧御園小学校については、解体撤去するか、区に管理委託する等の方向性を地元と協議していく。</p> <p>④旧東栄中学校講堂部分の用地、建物については、民間企業に貸与している。事情が許す限り引き続き貸与しながらも、譲渡の道も検討していく。</p> <p>その他の跡地の有効利用については、土地評価委員会等で検討していく。</p> <p>⑤旧スケート場用地は、土地評価委員会で価格を設定し、処分する方向で検討する。</p> <p>⑥住宅用分譲地については、6区画のうち2区画が売れ残っているが今後も定住促進に向けて、積極的にPRLしていく。</p> <p>⑦旧月小学校は、日本福祉大学プロジェクトへ有効活用検討の助言を依頼しており、今後地元も含めて利活用を検討する。</p> <p>⑧旧中設楽小学校は、講堂を除いて校舎等は解体撤去したので、その跡地について検討する。</p> <p>⑨旧粟代小学校は、社会福祉法人へ3年間賃貸借で貸与する。以降も継続していく。</p> <p>⑩旧古戸小学校は、県道付替工事の補償対象であり、平成20年度に解体予定。</p> <p>⑪下岡本の旧日本郷駅在所は、賃貸住宅として一般に貸与していたが、老朽化に伴い平成19年度に解体撤去し、跡地は処分する方向で検討する。</p>		
項目	内容	効果・目標
旧足込小学校	二階建て校舎については解体撤去を行った。土地については周辺も含め区に管理委託する方向で区と協議する。	管理費用削減
旧御園小学校	校舎を地元NPO法人へ貸与した。	管理費用削減
旧東栄中学校講堂	事情が許す限り引き続き民間企業に貸与しながらも譲渡の道も検討していく。	管理費用削減
追分の土地	土地評価委員会で再度価格設定し、一般競売により処分する方向で検討する。	管理費用削減
旧スケート場	土地評価委員会で再度価格設定し、一般競売により処分する方向で検討する。	管理費用削減
旧月小学校	日本福祉大学プロジェクトと地元まちづくり協議会にて有効活用を検討→学童団体、ボーイスカウト等への施設貸与を継続実施。	夏～秋の間は有効利用有り

東栄町行政改革大綱 行動計画(概要)

旧中設楽小学校	校舎及び工作物等の解体撤去完了。今後は講堂及び跡地の有効利用の検討。まちづくり団体による活用。屋外トイレの新設。	施設の有効利用
旧栗代小学校	社会福祉法人へ賃貸借で貸与により貸与を継続中。	施設の有効利用
旧古戸小学校	県道付替工事によりH20年度に解体。	管理費用削減
下岡本旧本郷駐在所	住宅の解体完了。跡地について一般競売により処分する方向で検討。	管理費用削減

東栄町行政改革大綱 行動計画(概要)

措置事項	9. 東栄病院の合理化 (2)改革・合理化検討事項	
平成19年度より指定管理者制度を適用して、公設民営化した。なお、医療職については全員退職となり、新しく立ち上げた医療法人の職員となった。 公設であるため、施設・設備の管理は町が行っていくが、病院を運営する医療法人と十分協議し、地域医療確保のために必要十分な施設改修や設備購入を行っていく。		
項目	内容	効果・目標
病院の経営改革	指定管理者制度を適用し、公設民営化した。なお、医療職は退職となり、新しく立ち上げた医療法人の職員となった。	病院経営方法の変更
地域医療連携の検討	新城以北または東三河において、救急医療体制の確保も含め医療連携を検討する。	医療の確保